　徳島市職場環境改善・働き方改革宣言企業制度実施要綱

（目的）

第１条　女性、若者等の就業を促進するために、働き方・休み方の改善に積極的に取り組む企業等を「職場環境改善・働き方改革宣言企業」（以下「宣言企業」という。）として承認し、その取組を広く発信することにより、市内企業等の働き方・休み方の改善に向けた取組を後押しし、働き方改革推進の社会的な気運の醸成を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、次の各号に定めるところによる。

(1) 働き方・休み方の改善　従業員の長時間労働の削減及び年次有給休暇等の取得促進に向け、目標及び取組内容を定めることをいう。

(2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する企業等をいう。

（宣言企業の要件）

第３条　宣言企業の対象となる者は、中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者又は市内に事業所を置く市民

(2) 厚生労働省ホームページで、労働基準関係法令違反に係る事案として公表されていない者

(3) 市税の滞納がない者

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に

規定する風俗営業等を行っていない者

(5) 役員及び従業員等が、暴力団員等の反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との関係を有せず、及び反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていない者

(6) 過去に宣言企業の承認決定を受けていない者

（取組事項）

第４条　宣言企業承認事業者は、従業員の働き方・休み方の改善を図るために、職場環境改善・働き方改革宣言事業（以下、「宣言事業」という。）を実施する。

（実施方法）

第５条　宣言企業承認事業者は、宣言事業を実施するに当たっては、別表１の左欄に掲げる取組事項について、それぞれ同表の右欄に掲げる内容説明に規定する事項を実施するものとする。

（宣言企業の承認申請）

第６条　宣言企業の承認申請を行おうとする者は、原則として、取組みの前日までに、働き方改革宣言企業承認申請書（様式第１号）、働き方改革宣言書（様式第２－１号）、働き方改革宣言事業の取組状況（様式第２－２号）、事業所一覧（様式第３号）を市長へ提出しなければならない。

２　代理提出の場合は、委任状を添付しなければならない。この場合において、代理業務は、申請書類の提出業務に限定し、市長が申請書類等の内容についての不明な点の確認を行う場合は、企業等に対して行う。

（宣言企業の承認決定）

第７条　市長は、前条第１項により申請があった場合は、その内容を審査の上、次の各号のとおり承認決定又は不承認決定を行う。

(1) 審査の上、適当と認められるときは、速やかに承認決定を行い、承認決定通知書（様式第４－１号）により、当該企業等（以下「宣言企業承認事業者」という。）に通知する。

(2) 審査の上、適当と認められないときは、速やかに不承認決定を行い、不承認決定通知書（様式第４－２号）により、当該企業等に通知する。

（承認申請の取下げ）

第８条　第６条第１項により申請を行った者は、宣言企業申請後に申請を取下げようとするときは、遅滞なく承認申請取下げ届出書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

（宣言書内容の公表）

第９条　宣言企業承認事業者は、第６条第１項により提出した宣言書の内容を公表することに努めなければならない。

２　市長は、本市のホームページ及び広報紙等で、宣言企業承認事業者の宣言書を公表する。この場合において、本市のホームページにおける当該公表の期間は、宣言企業の承認の決定の日以後３年に達する日の属する年度の末日までとする。

（宣言書の変更等）

第１０条　宣言企業承認事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合で第６条第１項により提出した宣言書の内容を変更する場合は、変更承認申請書（様式第６号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 企業等の名称を変更する場合

(2) 宣言、目標又は取組内容を変更する場合。ただし、徳島市働き方改革制度整備事業奨励金の交付決定を受ける前に限る。

２　市長は、前項の変更承認申請書が提出された場合は、内容を審査し、変更承認通知書（様式第７－１号）又は変更不承認通知書（様式第７－２号）により、当該宣言企業承認事業者に通知する。

（承認決定の取消し）

第１１条　宣言企業承認事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく市長に承認決定取消願（様式第８号）を提出しなければならない。

(1) 市内で事業を営まなくなった場合

(2) その他事業の実施が困難となった場合

２　市長は、宣言企業承認事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、宣言企業の承認決定を取消すことができる。

(1) 宣言企業の承認決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

(2) 廃業及び倒産等により宣言書に記載した目標及び取組内容の実施が客観的に不可能となった

場合

(3) 宣言企業承認事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業

員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至った場合

(4) 法令、この要綱又は市長の指示に違反した場合

（その他）

第１２条　宣言企業の承認に関するその他必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年６月１日から施行する。

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

この要綱は、平成３０年８月１日から施行する。

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 取組事項 | 内容説明 |
| １ | 長時間労働の削減、年次有給休暇等の取得促進に向けた問題点の抽出 | 厚生労働省が策定した「働き方・休み方改善指標」を用いて、自社の働き方や休み方の実態及び問題点を把握すること。  ※「働き方・休み方改善指標」は「企業向け」を必ず実施し、個別の従業員の状況を把握したい場合は、「社員向け」を活用する。自己診断の結果、どのような問題が明確になったのかを様式第２－２号にて報告する。 |
| ２ | 原因の分析及び対策の方向の検討 | 従業員で組織するプロジェクトチームを社内に設置し、  上記１で抽出した問題点について、原因を分析し、対策の方向を検討する。 |
| ３ | 目標及び取組内容の設定 | 上記１及び２を踏まえ、長時間労働の削減（働き方の改善）、又は、年次有給休暇等の取得促進（休み方の改善）に向けて、目標及び取組内容を定める。 |
| ４ | 社内周知 | 掲示板、社内報、イントラネット等により、上記１から３の内容を社内通知等により、全従業員に対し周知する。 |